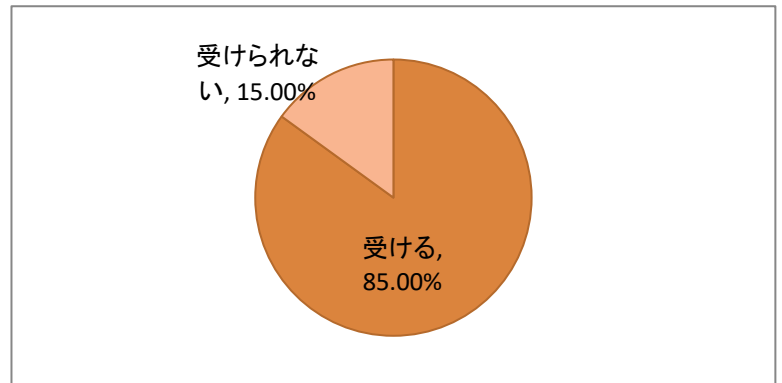


# 専門委員推薦に際しての調査アンケート

令和1年11月20日  
一般社団法人日本知財学会

◆専門委員に再度推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただけますか？

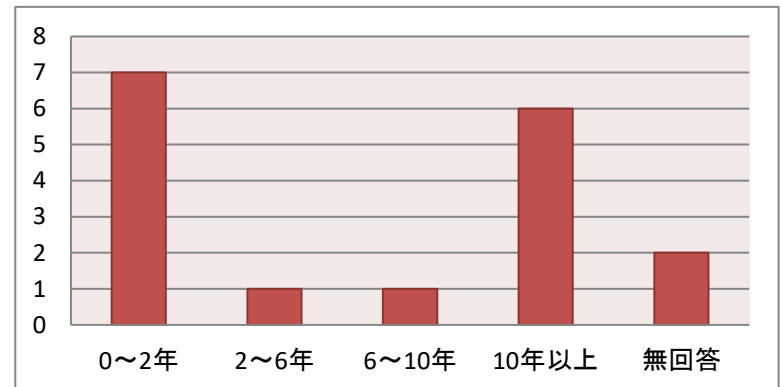
	人数	割合
受ける	17	85.00%
受けられない	3	15.00%
合計	20	100.00%



1.専門委員に関する御経験を伺います

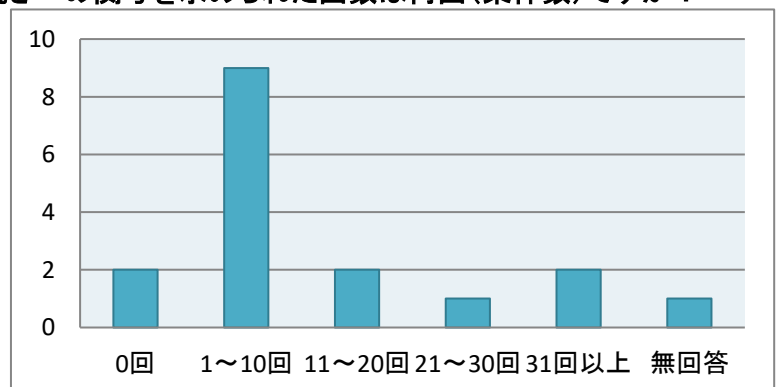
1.1専門委員に任命されて何年ですか？

年数	人数
0～2年	7
2～6年	1
6～10年	1
10年以上	6
無回答	2
合計	17

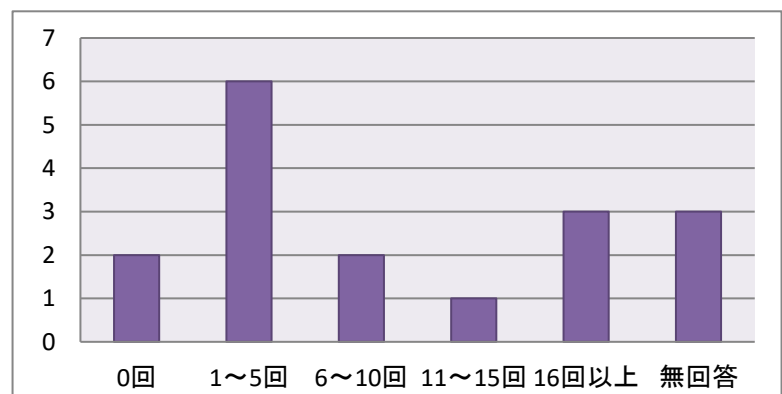


1.2 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

回数	人数
0回	2
1～10回	9
11～20回	2
21～30回	1
31回以上	2
無回答	1
合計	17

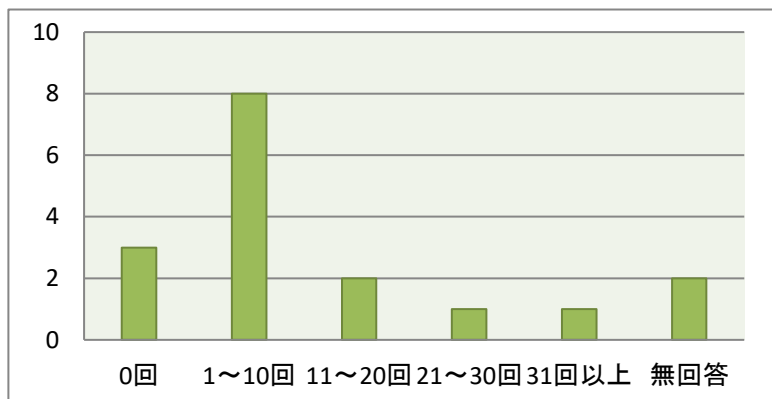


案件数	人数
0回	2
1～5回	6
6～10回	2
11～15回	1
16回以上	3
無回答	3
合計	17



### 1.3 質問1.2のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

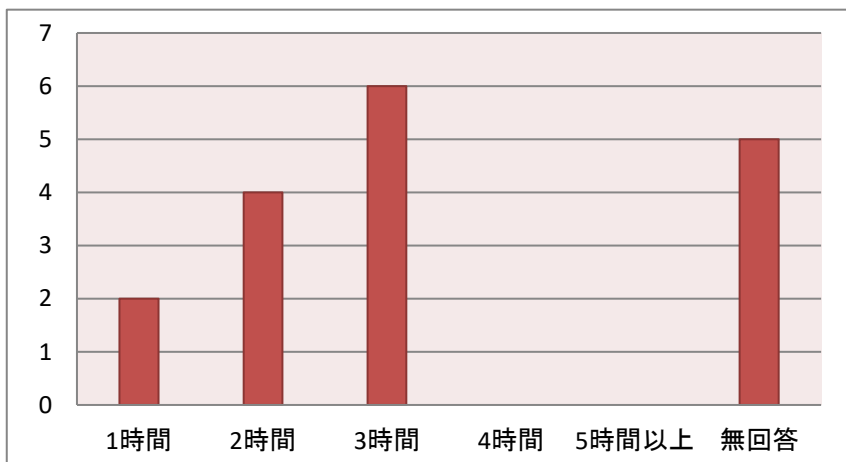
回数	人数
0回	3
1～10回	8
11～20回	2
21～30回	1
31回以上	1
無回答	2
合計	17



### 1.4 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

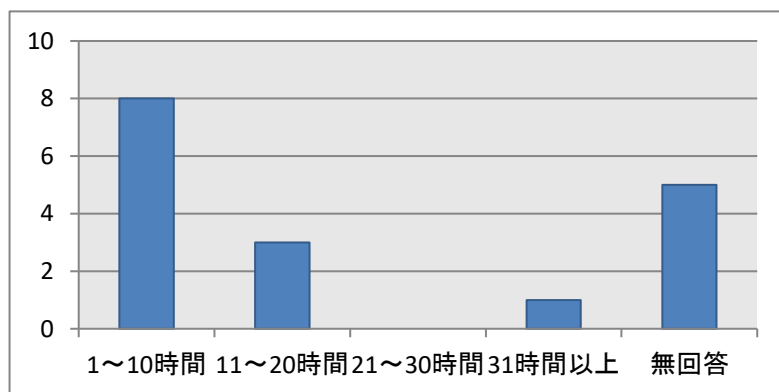
#### ●打ち合わせ

時間	人数
1時間	2
2時間	4
3時間	6
4時間	0
5時間以上	0
無回答	5
合計	17



#### ●予備的な調査など

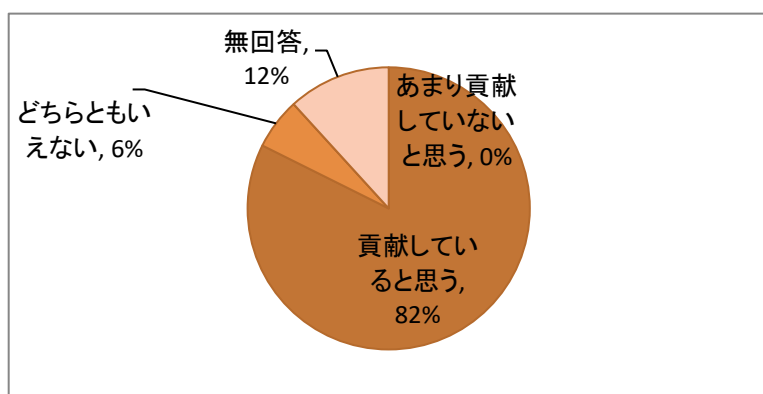
時間	人数
1～10時間	8
11～20時間	3
21～30時間	0
31時間以上	1
無回答	5
合計	17



## 2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

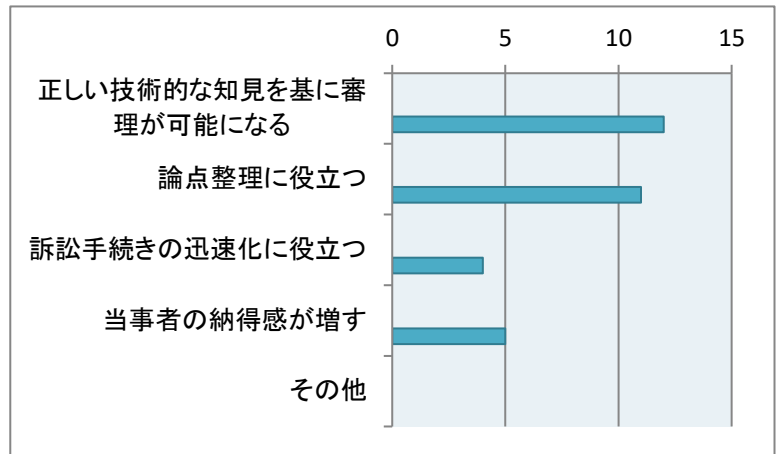
### 2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

	人数	割合
貢献していると思う	14	82%
どちらともいえない	1	6%
あまり貢献していないと思う	0	0%
無回答	2	12%
合計	17	100%



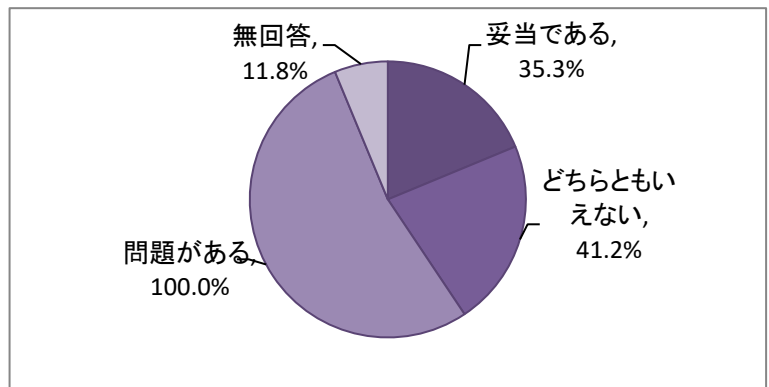
2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？(複数回答可)

	人数
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	12
論点整理に役立つ	11
訴訟手続きの迅速化に役立つ	4
当事者の納得感が増す	5
その他	0



2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

	人数	割合
妥当である	6	35.3%
どちらともいえない	7	41.2%
問題がある	2	100.0%
無回答	2	11.8%
合計	17	188.2%



2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？(自由記述)

案件によって、事前準備にかかる時間が、かなり違います。

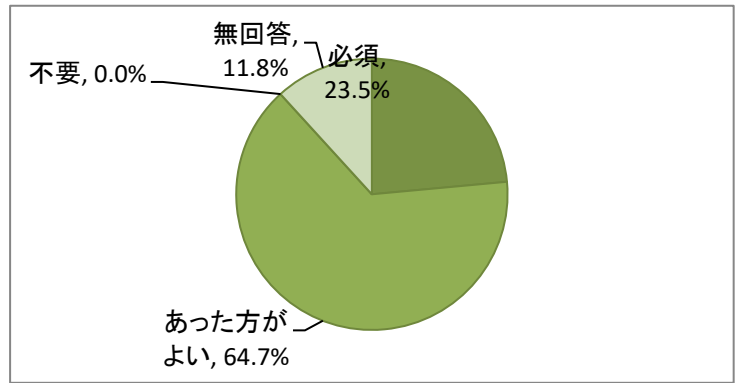
予備的な調査に費やす時間に対しての対価がない。基準(送付書類の枚数×一定額 など)を決めて支払いがあるべき。

報酬は、案件に費やす時間に対して低すぎる。いっそボランティア・ワークと考えるべきで、無償の方が良い。無償であると、公務員に課せられる義務や案件に対する守秘を課せられないということではなく、行動規範尊重契約や守秘契約を締結すればよい。

## 2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

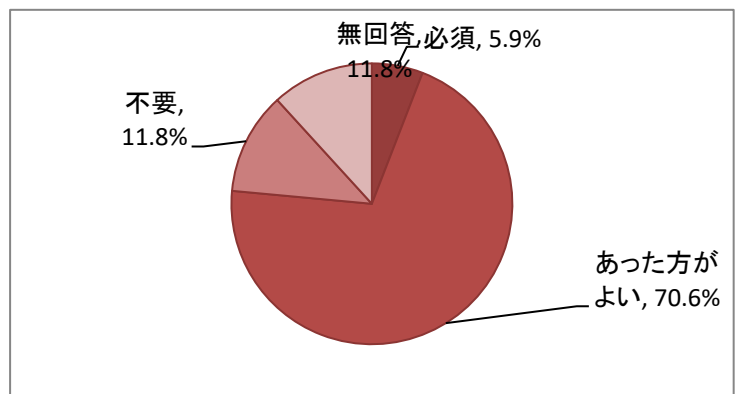
### ■知財制度の知識

	人数	割合
必須	4	23.5%
あった方がよい	11	64.7%
不要	0	0.0%
無回答	2	11.8%
合計	17	100.0%



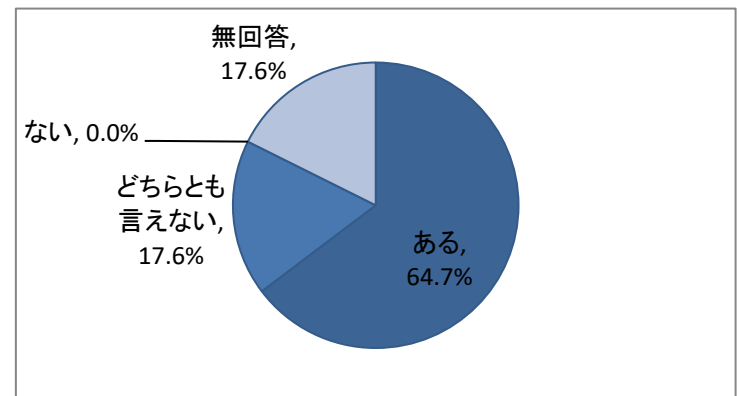
### ■訴訟手続きに関する知識

	人数	割合
必須	1	5.9%
あった方がよい	12	70.6%
不要	2	11.8%
無回答	2	11.8%
合計	17	100.0%



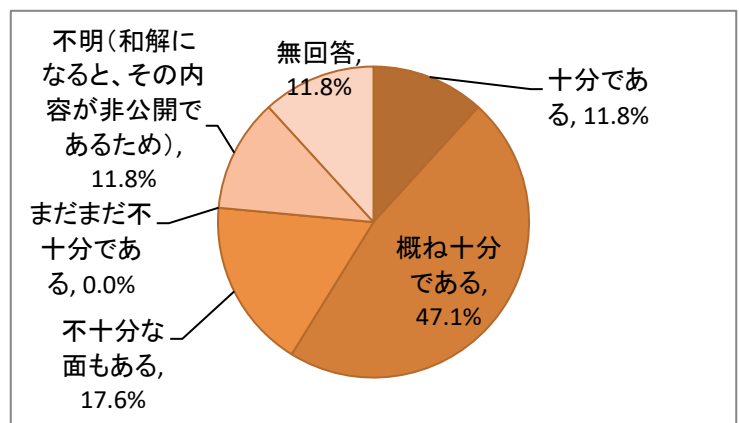
## 2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

	人数	割合
ある	11	64.7%
どちらとも言えない	3	17.6%
ない	0	0.0%
無回答	3	17.6%
合計	17	100.0%



## 2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

	人数	割合
十分である	2	11.8%
概ね十分である	8	47.1%
不十分な面もある	3	17.6%
まだまだ不十分である	0	0.0%
不明(和解になると、その内容が非公開であるため)	2	11.8%
無回答	2	11.8%
合計	17	100.0%



2.8. 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。  
今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

技術的知見が十分反映されるようにするためには、上記2.5と関連して、技術常識というとらえ方に至る背景に、法的知識と技術的知識との差異を架橋するような知識からの検討も加える必要があると思います。

特許庁の審決を覆した判決が出た案件のうちいくつかにおいて、技術的に見た場合においては、特許庁の判断の方が明らかに正しいと判断できるものがある。  
裁判においては、原告、もしくは、被告のいずれかが、その論点の選択や、説得力を持たせるための論理の展開が稚拙であるとみられる場合を経験しており、弁論主義に基づく裁判においては、技術そのものでなく、この状況により、判決が引きずられている恐れもあると推測される。  
このため、技術そのものを裁くことにもつながる知財裁判においては、技術そのものに理解の深い判事の充実も望まれる。

裁判というのは、『紛争』を解決することが主目的の制度であるので、技術的知見が完全に反映される必要は必ずしもないと思います。結局のところ、技術的知見をどの程度反映させるべきかについては個別の事案に大きく依存するところでもあり、技術説明会の前に受任裁判官を含めて意見のすり合わせをしっかりとすべきなのではないでしょうか。あるいは、1事件につき3名の専門委員が関与するのですから、専門委員同士で事前に意見交換をすることでも良いかもしれません。

まだ関与がないため、知見が反映されているか否かわかりません。

## 2.9 その他、専門委員に関するご意見(自由記述)。

専門委員に対する要望やフィードバックがあるとより貢献しやすいのでは、と思います。

男女共同参画の観点からも、女性の専門委員が増えると良いと思います。

長年にわたり携わっていますが、大変やりがいのある仕事であると考えております。

上の2.8.でも少し触れましたが、専門委員同士の横の繋がりがあれば裁判への関与が円滑になると思います。

実際に知財訴訟に関与する専門委員は、少ないのではないかと感じます。